

災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における天幕等資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲乙が協力して、天幕等資機材（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために必要となる事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。
2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として別記第1号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法で行うものとし、事後速やかに当該様式を乙に提出するものとする。

（物資の種類）

第3条 要請を行う物資は、別表「天幕等資機材一覧表」に掲げる品目のうち、乙が災害時等において調達可能なものとする。

（物資の供給）

第4条 乙は、要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するよう努めるものとする。
2 物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等による運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、その方法を決定するものとする。
3 乙は、甲に物資の供給を実施したときは、別記第2号様式によりその実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、甲が指定する場所における引渡しが困難な場合は、甲乙協議の上、引渡し場所を決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、第4条の規定により乙が供給した物資の代金及び運搬等に係る経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。
2 費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
3 甲は、前項の規定により額を決定した費用について乙から請求があったときは、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（連絡担当者の報告）

第7条 要請に係る手続等を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定め、相互に別記第3号様式により報告するものとする。

2 甲乙は、連絡担当者に変更があった場合は、その都度文書で報告するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙等が要請に基づき物資を運搬する際には、乙等の車両が緊急車両又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（平時の活動）

第9条 甲乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時等において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間の満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（雑則）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について生じた疑義は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年（2021年）10月 1日

甲 大分県大分市荷揚町2番31号
大分市
大分市長 佐藤 樹一郎

乙 大阪府大阪市淀川区木川東4丁目8-4
太陽工業株式会社
代表取締役社長 荒木 秀文